

令和7年度事業計画書

令和7年3月18日
社会福祉法人 松山隣保館

1. 目的

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、また、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

① 救護施設丸山荘の経営

(2) 第二種社会福祉事業

① 認定こども園松山隣保館保育園の経営

② 認定こども園愛光保育園の経営

(3) 公益事業

① 児童クラブの経営

② 認定生活困窮者就労訓練事業

2. 役員会等開催

(1) 評議員会

① 定時評議員会 会計年度終了後3箇月以内（6月）に開催する。

② 臨時評議員会 必要に応じて開催する。

(2) 理事会

① 定例理事会 5月・6月・12月・3月の4回とする。

② 臨時理事会 必要に応じて開催する。

3. 法人として実施する事業

① 各施設間の連携を取り、法人組織の強化を図る。

② 愛光保育園園舎建て替えに伴う調査及び関係機関への要望を行う。

③ 松山隣保館保育園西側国有地購入に係る借入金の返済に対して、中長期計画のもと、各施設に対して節約俟約を実行するよう要請し経費の削減に努める。

④ 全国社会福祉協議会、愛媛県社会福祉協議会、愛媛県社会福祉法人経営者協議会等との連携を図る。

⑤ 各施設における事業計画は、別に定める。

4. 施設の概要（社会福祉事業）

（１）丸山荘

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	救護施設	145 名	46 名 (正規職員 37 名)
設置場所	松山市南江戸六丁目 1697 番地		
開設年月日	昭和 37 年 3 月		
敷 地	6,033.09 平方メートル		
建 物	6,074.41 平方メートル		
利用要件	生活保護法第 38 条第 2 項に基づき、身体上又精神上の障害のために、独立して日常生活を営むことのできない要保護者等		

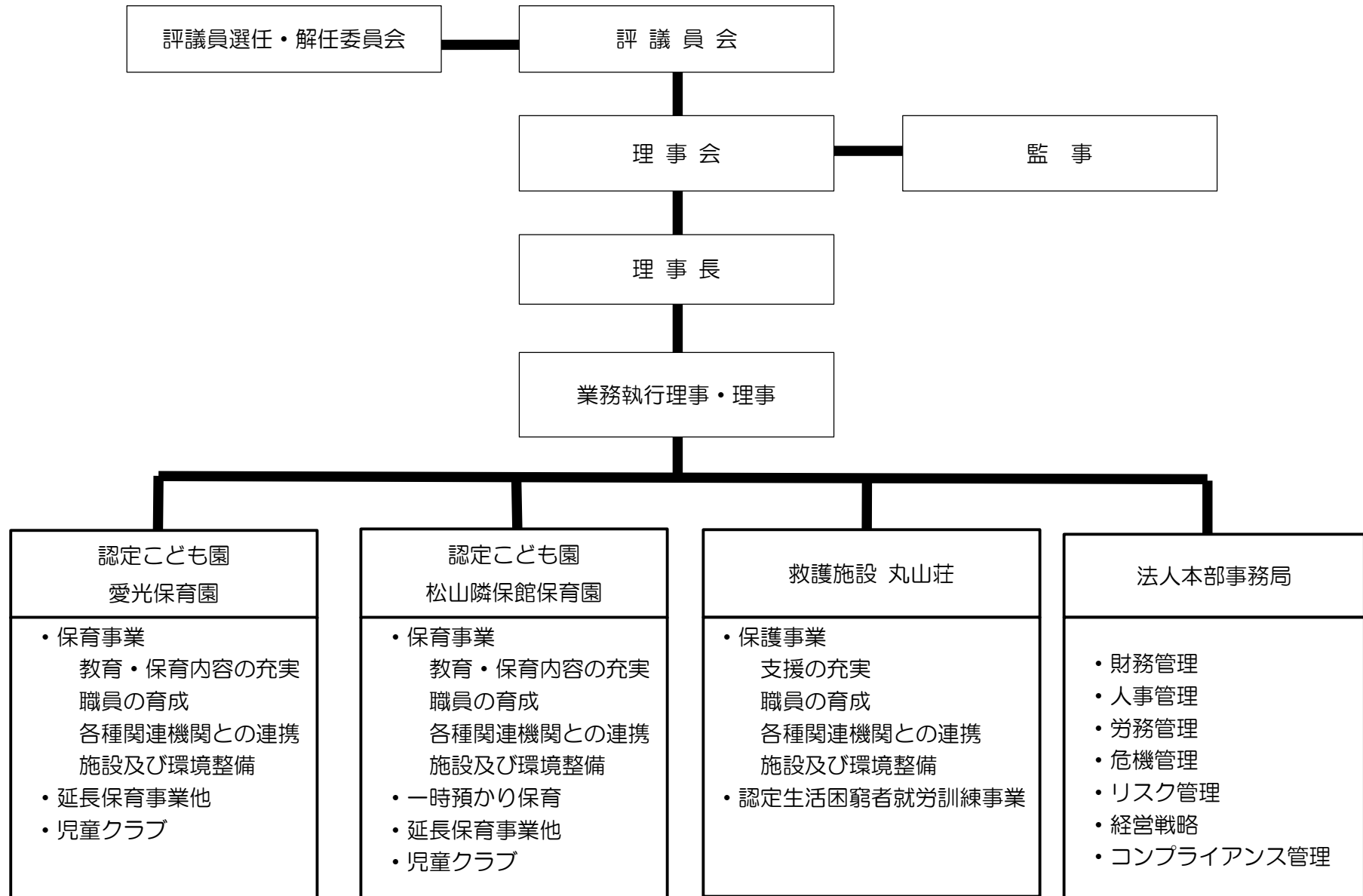
（２）松山隣保館保育園

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	認定こども園	105 名	31 名 (正規職員 22 名) 内 2 名は児童クラブ職員
設置場所	松山市味酒町二丁目 14-3		
開設年月日	昭和 23 年 9 月 3 日		
敷 地	2,251.89 平方メートル		
建 物	1,028.73 平方メートル		
利用要件	児童福祉法第 24 条第 1 項に基づくものとする		

（３）愛光保育園

区 分	内 容	入所定員	職員状況
種 類	認定こども園	92 名	26 名 (正規職員 16 名) 内 1 名は児童クラブ職員
設置場所	松山市愛光町 9-8		
開設年月日	昭和 53 年 4 月 1 日		
敷 地	1,644.33 平方メートル		
建 物	657.72 平方メートル		
利用要件	児童福祉法第 24 条第 1 項に基づくものとする		

5. 法人組織図
(法人全体)



6. 法人及び施設が実施する公益的な取り組み

- ① ホームレスや犯罪被害者・DV被害者等、緊急で身の安全を確保する必要がある者に対する緊急一時保護事業
- ② 救護施設入所希望者に対する体験入所事業
- ③ 生活困窮者や生活保護制度の狭間にある者、地域において支援を必要とする者、DV被害者等からの相談支援事業
- ④ 地域生活へ移行した施設退所者本人及びその家族への継続支援事業及び長期入院等で退所になった者の内、身元引受人がいない等金銭管理や所持品の管理が必要になった者への支援
- ⑤ 地域の単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯を対象とした見守り支援事業及び激励訪問事業
- ⑥ 地域単身高齢者世帯への会食等の機会の提供事業
- ⑦ 共働き世帯等、日中を一人で過ごす時間の多い家庭の子どもを対象とした日中活動支援事業及び会食等の機会の提供事業
- ⑧ 地域の障害者や高齢者等、地域生活において何らかの支援を受けている者への災害時等の地域支援連携づくり事業並びに災害時における福祉避難所としての要援護者の受入事業
- ⑨ 地域の高齢者等の「憩いの場」提供事業
- ⑩ 子育て家族や高齢者等地域住民のための交流活動事業及び交流の場提供事業
- ⑪ 子育て支援のための育児子育て相談支援事業

令和 7 年度事業計画書

救護施設 丸山荘

はじめに

令和 6 年 10 月より、救護施設における個別支援計画の作成が制度化され、従前より丁寧なアセスメントに基づく個別支援計画の作成を進めることとなりました。今回の制度化を契機として改めて入所者中心の支援の展開について施設全体で振り返ることが重要となっており、福祉事務所との連携もこれまで以上に図っていきます。

事業所全体としては、引き続き安定した事業運営に向けての取り組みとして、入所施設定員の充足の活性化による安定収入及び予算に基づく無駄を省いた支出管理により収益力の向上を図ります。また、今年度は第三者評価の受審年度となっており、運営における問題点を把握し支援の質の向上に結びつけるとともに、職員の意識高揚や継続的な質の向上に取り組みます。

入所者支援については、支援を行うにあたっては P D C A サイクルに則り、支援経過の確認を行い自立支援への強化へ繋げるとともに、対応や優先順位は法人理念、行動指針に立ち戻る癖を各職員が持ち、それに即した対応が自らはかれるように進めます。

設備整備については、本館が竣工から 15 年以上を経て設備関係を中心に老朽化が進んでおり、建物内の環境を保つうえで設備機器等の老朽化への対応は必要な状況となっているため、機能回復のための改修を進めるとともに、特に介護浴槽、屋上防水、外壁塗装など大規模修繕については大規模修繕計画を策定・実施して施設の延命化を図ります。

働きやすい職場作りについては、人材配置を最適化して人的資源を有効活用するとともに、公平な処遇や自己成長を促進するために人事評価制度の構築を目指します。また、権利擁護（人権尊重や虐待防止、ハラスメント防止等）に関する研修や、施設での利用者支援等、業務遂行に直接必要な知識、技術（領域の動向や情報の提供、施設内支援、ケアの向上に関する技術や理論の獲得に向けた演習や実習等）に関する研修を積極的に取り入れます。そして、福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理の充実を図り、職場環境の質的な向上に努めます。

1. 基本理念

高齢化・重度化が進行する中において、施設という限られた生活環境を越えて、積極的に人間としての可能性を求め、意欲的に社会活動に参加することで、希望と楽しみのある日常生活を営めるように努める必要がある。

入所者が自らの人生を「どう生きるか」を考え、それぞれが自己決定に基づき、幸せな生活を送れるように支援する。また更生・自立が促進されるように個々の障害の特質・程度等のあらゆるニーズに応じた適切な医療を確保し、訓練・介護・援助を行い、活力ある施設づくりを基本理念とする。

（1）「人権の尊重」

丸山荘は入所者の人権を尊重いたします

(2) 「自立支援」

丸山荘は入所者個々に応じた自立支援を提供します

(3) 「総合的福祉施設」

丸山荘は地域に根ざした総合的福祉施設を目指します

2. 基本方針

丸山荘は、基本理念を基にした入所者、職員、家族、地域、関係機関に対する基本方針を次の通りとします。

- (1) 潤いのある生活を提供します
- (2) 明るく働きがいのある職場を目指します
- (3) 良好な家族関係を築きます
- (4) 地域に根ざした施設づくりを行います
- (5) 関係機関と連携を図ります
- (6) 各種感染症対策に努めます

3. 運営方針

(1) 潤いのある生活を提供します

- ① 一人一人の意向を尊重し多様なニーズに応えるため、個別支援計画に基づき適切なサービスを提供します。また、各種専門職員間で連携し、PDCA サイクルにより個別支援計画の適切な見直しを行います。
- ② コミュニケーションの時間を十分に確保するとともに、丁寧な言葉遣い、プライバシーや尊厳に配慮した声掛けを行います。
- ③ 外部委託業者と協働し、嗜好や希望を取り入れた食事やイベント食の導入等により食生活の充実を図ります。
- ④ 希望や将来設計に基づき、生活する力や社会参加に向けての自信を深めることができるよう、TPO を意識した支援や施設内外において働く機会を提供するなど自立に向けた支援を行います。
- ⑤ 虐待防止委員会を定期的に開催し、入所者の権利擁護、個人の尊厳やプライバシーに配慮した支援に取り組みます。
- ⑥ 入所者預り金管理規定に基づき、適切な金銭管理の援助を行うとともに、将来に向けて金銭の自己管理能力を高めるなど、お金の使い方に関する支援を行います。
- ⑦ 余暇活動、創作活動、行事等を通じて、経験や活動の幅を広げる機会を提供します。(外出・クラブ活動・運動等)
- ⑧ 生活上の出来事や苦情を気軽に相談できる環境づくりに留意し、苦情は適切に対応し解決に努めます。

(2) 明るく働きがいのある職場を目指します

- ① 仕事の生産性や効率化を進めるため、報告・連絡・相談・確認を迅速かつ正確に行い、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、情報を蓄積・共有・活用できる環境を整え、業務の「見える化」に努めます。
- ② ストレスチェック等により職場におけるメンタルヘルス活動を推進し、働きがいとワークライフバランスに配慮した環境づくりに努めます。

- ③ 職場におけるハラスメントを防止するために、研修等を通してハラスメントの正しい理解と認識を持ち、職場環境の悪化や業務効率の低下を防ぐよう努めます。
- ④ 労働災害防止活動を推進し、職員の安全と健康を確保するとともに、労働災害が発生した場合には迅速に状況把握と原因を調査し、再発防止に努めます。
- ⑤ 自己啓発支援、資産形成支援、健康支援などの福利厚生の実施を図り、職員が快適に働けるよう努めます。
- ⑥ 職員が自らの仕事にやりがいを持ち、資質の向上に取り組んでいくため、研修体系の整備や資格取得支援等によるキャリアアップの向上など、福祉人材育成の体制整備を図ります。

(3) 良好な家族関係を築きます

- ① 家族とのコミュニケーションを図るため、入所時や面会時、行事等で積極的な挨拶や声掛けを心掛けるとともに、生活状況の変化があった時や体調を大きく崩した時などには家族に連絡・相談を行い適切な対応を図ることにより、家族との信頼関係を深めます。
- ② 入所者と複雑な関係にある家族に対しては、当該家族のプライバシーを侵害しないように最善の配慮をしながら連絡するとともに、必要に応じて実施機関の協力を得るなど、適切な対応を行います。
- ③ 家族との連携を密にし、帰省、面会、通信等の機会が持てるよう、年2回の近況報告や帰省・面会案内を送付します。

(4) 地域に根ざした施設づくりを行います

- ① 事業継続行動計画（BCP）を活用し、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう準備、訓練を行うとともに、設備・備品の整備を行います。また、地域の方と、それらを利用した災害時訓練を行うなど、災害時の協力体制強化に努めます。
- ② 防災活動計画の策定・実施に関し指導的な役割を担う人材を確保するため、防災士資格取得の促進をすすめるとともに、地域の防災士と連携を取って地域の防災力の向上に努めます。
- ③ 福祉の専門職として専門知識を活かし、地域のニーズを把握し、互いに支えあう取り組みを進めるとともに、交流行事の開催や設備の貸し出し等を通じて、地域の中の社会資源としての役割を果たします。
- ④ 地域包括支援センターや民生委員等とのネットワークの構築を進め、地域における施設の役割を発信し、相談窓口としての機能の充実を図ります。
- ⑤ 各種学校及びボランティア等の受入を通じ、入所者の生活を豊かにするための活動の質と量の拡大、地域福祉の担い手を育成する事に貢献し、地域への施設理解を広げます。

(5) 関係機関と連携を図ります

- ① 実施機関と緊密に連絡・調整を行うとともに、情報の共有化を図り協力体制の強化を図ります。
- ② 近隣の福祉施設の行事や会合等に積極的に参加して交流を深め、他法施設と情報交換・共有を行い、連携・協働に取り組みます。

- ③ 各関係機関との連携を一層強化させ、正確な情報収集・発信に努めます。
- ④ 広報誌「まるやま」の発行により、丸山荘の運営や行事、入所者の生活状況等を分かりやすく広報することで、社会等への理解を広げます。

(6) 各種感染症対策に努めます

- ① 感染症の基本的な考え方や対策について、職員の定期的な研修を行い、周知徹底を図ります。
- ② 感染対策委員会を定期的開催し、BCP やマニュアル等の見直し、情報収集・分析を行い、様々な感染症に対して的確な対策を図ります。
- ③ 感染症発生時に備えた衛生・防護用品の備蓄管理を行うとともに、防護服着脱や患者発生時のゾーニング体制構築訓練等の疑似訓練を実施し、感染症拡大時の迅速な対応を図ります。

4. 職員行動規範

- (1) 人格・人権を尊重する良き支援者となります
- (2) 自立と主体性を尊重し、良い信頼関係を築きます
- (3) 安心と安全に心掛け、快適な生活環境の確保に努めます
- (4) 地域の中の施設として、連携と共働の活動を推進します
- (5) 常に専門的知識と技能を取得し、仕事に対する責任と資質の向上に努めます
- (6) ハラスメントのない職場環境に努めます

5. 倫理綱領

前 文

入所者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

① 生命の尊厳

私たちは、入所者の一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

② 個人の尊厳

私たちは、入所者の、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

③ 人権の擁護

私たちは、入所者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

④ 入所者本位

私たちは、個別支援計画に基づいたサービスを提供し、また入所者に積極的かつ分かりやすく情報を提供することに努め、入所者が選択、決定し行動できるように支援します。

⑤ 社会への参加

私たちは、入所者が、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように支援します。

⑥ 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、入所者の一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように支援し続けます。

⑦ 自己点検と改善

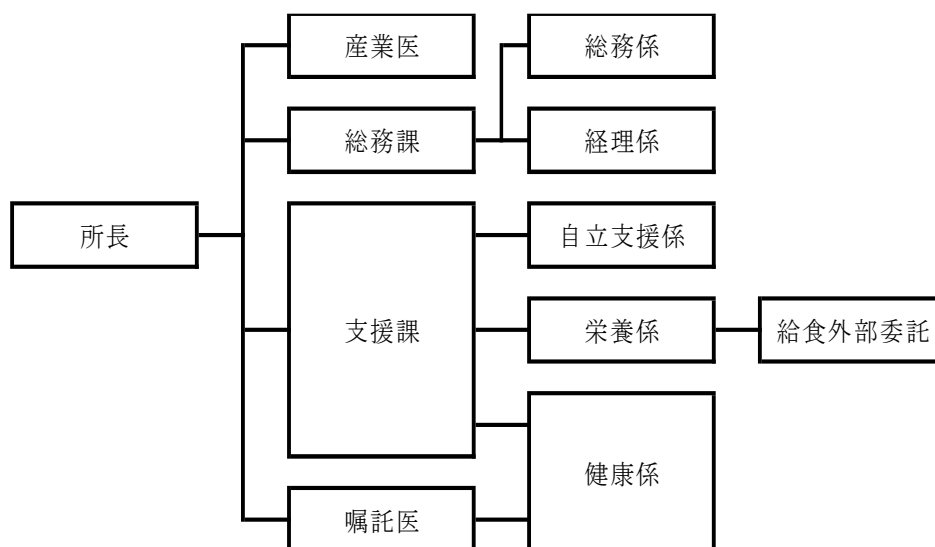
私たちは、入所者への接し方等サービスの質について定期的に自己点検をおこない、適切な改善を図り、安全、安心なサービス提供に努めます。

⑧ 守秘義務

私たちは、業務上知りえた個人情報等を守秘し、他に漏洩することのないよう努めます。また、退職後も個人情報を守秘します。

6. 組織・職員状況

(1) 丸山荘組織図（令和7年4月1日予定）



(2) 職員配置図

区 分		職員数	人員
所 長		1	1
総務課	課長	1	4
	総務係	1	
	経理係	2	
自立支援課	課長	1	41
	自立支援係	29	
	栄養係	1（給食外部委託）	
	健康係	9（非常勤6）	
	嘱託医	1	
2課5係		正規職員37名 臨時職員2名 嘱託医(兼産業医)1名 非常勤6名	46

(3) 職員の状況

職 種	人 員
施設長	1
事務員	3
主任指導員	1
指導員	1
介護職員	27
精神保健福祉士	1
看護師	3
栄養士	1
調理員	委託
嘱託医(産業医)	1
介助員	1
非常勤	6
合 計	46

7. 年間行事計画表

4月	さくらまつり
5月	お楽しみ遠足
6月	スポーツレクリエーション
7月	県救護施設入所者交流会 七夕まつり会
8月	物故者慰霊祭 夏まつり
9月	敬老会
10月	地方祭 県救護施設入所者合同運動会
11月	丸山荘・西部町内会・南江戸団地合同防災訓練
12月	クリスマス会
1月	初詣（朝日八幡神社）
2月	豆まき
3月	ひな祭り会 設立記念 創立記念日イベント
その他	・ 誕生会 （毎月1回） ・ 日帰り帰省（随時） ・ まどか会 （毎月1回） ・ 他施設との交流会（随時） ・ ボランティア交流会（随時） ・ 移動販売（月2回） ・ キッチンカー販売（随時） ・

8. 主な一日の流れ

6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
起床		朝食	体操	清掃		昼食	清掃			体操		夕食				消灯
				作業支援				入浴支援 作業支援 機能訓練支援								

9. 作業・機能訓練・余暇活動支援の内容及び実施方法

（1）就労支援

目 的	就労をすることによって本人が社会とのつながりを持ち、生活や人生を豊かにする経験を持つための機会を提供します。	
外勤	・ 就労継続支援	・ 就労先企業との調整 ・ 就労へのニーズ把握と調整

(2) 作業支援

目 的	入所者の能力の維持向上を図るとともに、働くことの喜びや生きがいをもてるように、個々の能力や興味に応じた支援を提供します。	
受託作業	・ 箸袋詰め	・ 製品の管理・保管の指導
洗濯作業	・ 一般洗濯・配布	・ 施設内の一般洗濯 ・ 衛生管理、清潔
園芸作業	・ 花・野菜づくり	・ 荘外の清掃美化や草花の飾り付け
清掃作業	・ 荘内外の清掃美化	・ 荘内外の除草・清掃

(3) 機能訓練支援

目 的	健康づくり、生活習慣病予防、身体機能の維持・増進を目的として、入所者の障害の種類、程度、年齢、運動能力に応じた支援を提供します。	
	・ 近隣公園等への散歩 ・ 施設の敷地内での散歩 ・ 個々の興味や能力に応じたゲーム・レクリエーション	・ 体調と安全面の確認 ・ コミュニケーションの活性化 ・ ゲーム・レクの創作

(4) 余暇活動支援

目 的	個々の趣味や興味に応じたプログラムの提供及び支援を通して生活への活力や精神的な安定を図ります。	
生花クラブ	・ 職員の指導で作品を作る ・ 荘内に展示	・ 生活の活性化 ・ 知識と技術の習得・向上
屋内クラブ	・ 麻雀・花札・絵手紙作り ・ グラウンドゴルフ・卓球 ・ カラオケ 等	・ 生活の活性化 ・ 精神面の安定 ・ 知識と技術の習得・向上
屋外クラブ (随時)	・ カラオケ、グラウンドゴルフ ・ ボーリング、映画鑑賞 等	・ 生活の活性化と体力・健康づくり ・ 知識と技術の習得・向上

10. 給食計画

入所者の年齢・嗜好を考慮し、バランスのとれた食事を提供することで、食べる楽しみや喜びとなるよう取り組みます。

(1) 委託業者との協働による食事提供をします。

- ① 「食の安全・安心」を基本にした食事提供を行います。
- ② 厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」に基づいた栄養欠乏症予防・過剰摂取による健康障害の予防を行います。
- ③ 季節を感じられるイベント食、リクエスト・選択メニューの提供をします。
- ④ 入所者の体調・病態に合わせた食事提供を行います。（摂食嚥下機能に応じた食事形態、アレルギーによる個別食の対応、医師からの指示食の対応）
- ⑤ 嗜好調査や栄養管理委員会の意見を参考にして食事を提供します。

(2) 衛生管理体制を徹底します。

- ① 調理場・食材・人の清潔を常に保ち、定められた手順を遵守します。
- ② 施設内での食中毒の発生を未然に防ぐため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて実施します。

(3) 食事環境の整備に努めます。

- ① 食堂の装飾等で和やかな雰囲気を提供します。
- ② 食事姿勢の調整、口腔ケア等を実施します。

(4) 行事・イベント食提供計画

月	内 容 (丸山荘行事イベント)
4 月	春の旬彩メニュー
5 月	八十八夜・サンドウィッチランチ
6 月	選択メニュー・合同交流会用メニュー
7 月	人気メニュー
8 月	夏祭り (屋台風メニュー)
9 月	敬老昼食会 (折詰弁当)
10 月	秋祭り (芋炊き会)
11 月	秋の旬彩メニュー
12 月	クリスマスメニュー
1 月	お正月メニュー
2 月	選択メニュー
3 月	ひなまつりメニュー
日清医療食品 (委託業者) も季節に応じたイベントメニューを実施	

11. 健康管理計画

入所者の健康状態の把握、疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るとともに、適切な運動の実施により機能低下の防止に努めます。

(1) 保健衛生の向上に努めます。

- ① 健康で快適な生活が送れるよう衛生習慣の定着化に努めます。
- ② 感染予防についての適切な対策を講じ流行時にはフェーズ表に基づいて迅速に行動します。

(2) 疾病の予防及び早期発見に努めます。

- ① 各種検診を実施し、疾病の予防及び早期発見に努めます。
- ② 体温・血圧・体重・睡眠状況・排便状況・食事量等から、健康状態の把握に努めます。

(3) 適切な診察・治療の機会を提供します。

- ① 嘱託医の診察により、定期的な健康管理を行います。
- ② 専門的な治療や入院が必要な時は、医療機関への受診を行います。

(4) 安全な薬剤管理を行います。

- ① 薬剤情報を管理し、わかりやすく丁寧な服薬支援を行います。
- ② 医薬品等を適切に管理します。

(5) 健康づくりに取り組みます。

- ① 入所者の健康づくり推進のため、看護師・栄養士等による健康相談を実施します。
- ② 健康の維持向上のため、随時健康ミニ講座を開催します。
- ③ ラジオ体操など身体機能に応じた適切な運動を取り入れます。

(6) 検診内容

月	内 容
8 月	入所者腸内細菌検査
10 月	入所者基本健診（検尿）
9 月	入所者基本健診（採血）
11 月	インフルエンザ予防接種・コロナ予防接種
1 月	婦人科検診
3 月	胸部レントゲン・バリウム検査・大腸がん検診 入所者基本健診（採血）
体重測定（毎月） 血圧測定（年 2 回）	

12. 防災・安全管理計画

入所者の安全を図るため、火災、震災その他の災害に備えます。

(1) 自主防災組織を構築します。

- ① 自主防災組織を編成し役割分担を明確にすることにより、円滑に防災活動ができるように努めます。

(2) 緊急連絡体制及び非常招集体制を整備します。

- ① 大規模な災害等の非常事態において、これらに対処する防災力を補う必要があるときに、連絡表による緊急連絡体制や防災マニュアルの参集基準による非常招集体制を整えます。

(3) 支援協力体制を整備します。

- ① 近隣と災害時等の行動手順を明確にするとともに、連絡連携の周知徹底を図り、協力体制を整えます。

(4) 防災訓練、防災教育を実施します。

- ① 定期的に防災訓練、防災教育、消火訓練、検証訓練、救命講習等を行い、防災時の安全性の向上及びその対応の円滑化を図ります。

(5) 防災設備を整えます。

- ① 毎月、自主点検表に基づき、建物、設備等の安全の確保をおこないます。
- ② 災害時に施設入所者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄をします。

(6) 避難活動を迅速に行います。

- ① 災害の規模や場所において入所者の安全等の確保ができない場合、適切な場所に避難誘導を行います。
- ② 避難内容及び避難場所

避難種類	避難場所
建物内での安全が確保できる場合	建物内での避難
地震等により建物が損壊し、建物内での安全が確保できない場合	丸山荘グラウンドへの避難
愛媛県、松山市、警察等の避難勧告及び避難指示があった場合	広域避難場所への避難 一般避難場所（愛光学園）、 一時避難場所（松商グラウンド）

13. 職員研修計画

(1) 内部研修

月	研修名	内 容
4 月・12 月	ハラスメント関係	ハラスメントの正しい知識と認識を習得し、効果的・効率的な対策や技術を身につける
5 月・1 月	リスクマネジメント関係	リスクに対する正しい知識と認識を習得し、現状の把握と対策や技術を身につける
6 月・2 月	感染症対策関係	感染症の正しい知識と認識を習得し、発生時に備えた訓練等による対策や技術を身につける
7 月・3 月	虐待防止関係	虐待防止と権利擁護に関する基本的な知識と認識を習得し、未然防止や適切な技術を身につける
8 月	防災関係	防災に対する正しい知識と認識を習得し、発生時の適切な対応技術を身につける
9 月	個別支援計画関係	個別支援計画の正しい知識と認識を習得し、作成する上で必要となる専門的知識や技術を身につける
10 月	労働災害防止関係	労働者の安全及び衛生の正しい知識と認識を習得し、働きやすい職場づくりを図る
11 月	健康・栄養管理関係	食生活と健康についての正しい知識と認識を習得し、対象者に合わせた支援をする上で必要となる専門的知識や技術を身につける

(2) 外部研修

愛媛県救護施設協議会関係（施設長会議、職員研修会など）

中国・四国地区救護施設協議会関係（研究協議大会、職員研修会など）

全国救護施設協議会関係（研究協議大会、サービス研修会など）

愛媛県社会福祉協議会関係（介護技術講習会、権利擁護研修、リーダー研修など）

全国社会福祉法人経営者協議会関係（リスクマネジメント養成講座、人事・労務研修など）

その他（他施設実地研修、ハラスメント研修、松山市防災連絡会など）

14. 安全衛生活動

月	内 容
8 月	職員健康診断・普通救命講習
9 月	職員ストレスチェック
11 月	インフルエンザ予防接種
2 月	職員健康診断
衛生委員会 安全衛生計画立案、職場内巡視、4 S 活動 他	

令和7年度事業計画書

認定こども園 松山隣保館保育園

1. 基本理念

当園は、適切な環境の中で、子どもたちの健やかな成長を促す為の教育・保育を行うと共に、地域や保護者に対する子育て支援を積極的に取り入れ、認定こども園としての機能を十分に発揮出来るよう、努めていきたいと思ひます。人間らしく生きていくための基礎は、乳幼児期から培われていくものである事を基本とし、集団生活の中でのさまざまな体験は、子どもたちの心と体に大きな影響を与えるため、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育・保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、取り組まなければならないと考えます。そこで、

- ◎ 養護と教育が一体となった教育・保育につとめる。
 - ◎ 豊かな人間性をもった子どもに育てていく。
 - ◎ 安心して子どもを預けられる環境づくりに心がける。
一人ひとりの子どもが、自分の力でしっかり歩んで行けるように、意欲・心情・態度を育てる教育・保育を進めていく。
 - ◎ 保護者や地域の子育て家庭を支援しながら、「子育て力」を高める
- 以上の事項を基本理念とする。

2. 教育・保育方針

- (1) 安全な設備と整った保育環境の中で、ひとりひとりを暖かく大切に見守り、安定した生活や活動ができるようにする。
- (2) 戸外遊びや園外保育をできるだけ多く取り入れ、自然に親しみながら、逞しい身体づくりをする。
- (3) さまざまな体験を通し、創造性に富み感性豊かな子どもに育てる。
- (4) 人とのかかわりの中で、思いやりや自主性、協調性を育てる。

3. 今年度の事業目標

(1) 教育・保育内容の充実

- ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を基本としながら、年間の教育・保育の流れを掌握し、0歳から就学までの園児の発達の特徴を踏まえ、生きる力の基礎を育む。
- ② 発達を保障しながら、意図的に計画的な環境作りを通して、遊びの質を高め、3歳以上児は、集団活動の中で発達を促す経験ができるよう創意工夫する
- ③ 園児ひとり一人の健康に留意し、感染症対策を十分に行う。
- ④ 3歳未満児は十分な養護の下、健康安全や発達の確保を図る。
- ⑤ 指導計画・園児の記録など効率的に事務ができるよう、保育業務と事務業務の時間配分を効率的に進めていく。
- ⑥ 個々の発達過程を踏まえながら、特別に配慮を要する園児を支援する。
- ⑦ 食への取り組みを、実践を通して楽しく分かりやすく支援していく。
- ⑧ 評価を通じて保育の改善・向上を図る。

(2) 職員の育成及び実践

- ① 保育士の専門的知識、技術、判断力など十分生かして教育・保育を行う。

- ② 新採用の教諭及び保育士の育成に努めながら、保護者への対応の仕方や、電話応対など実践を通して経験を積み、身につけられるようにする。
- ③ 保育士の処遇改善に関わる各種キャリアアップ研修に参加し、職務分野の専門リーダーとして、自己研鑽に努める。
- ④ 職員会や専門研修など、経験年数別・担当クラス別など職員の資質向上につながるような形で実施できるようにし、それぞれが意見を出しやすい会議に変えていく。
- ⑤ 職員採用の際、国において児童性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消されたものの情報に係るデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用していく。

(3) 施設及び環境整備の充実

- ① 一時預かり保育事業等について、安定した利用内容を確保し、地域への子育て支援事業の啓蒙活動を進めていく。
- ② 園庭の遊具の配置や遊びの空間をうまく工夫しながら、楽しんで遊べる環境を整備するとともに、遊具の劣化や修繕箇所がある場合は速やかに対応する。
- ③ 防犯対策に係る設備の整備や、災害時の設備整備等準備を進める。
- ④ 衛生管理を徹底し、感染症の予防に努める。
- ⑤ 園児の登園・降園の管理や保護者との連絡等、保育の周辺業務や補助業務に係る ICT 化を活用した業務システムの活用を進める。

(4) 小学校及び各種関連機関との連携

- ① 小学校との連携を密にし、こども要録の作成や連絡協議会を通して情報交換を行い、卒園後の学校生活がスムーズに移行できるようにする。
- ② 小学校と協働して発達と学びの連続性を踏まえた教育の繋がりが、円滑になる 5 歳児及びから 1 年生の 2 年間のカリキュラム(架け橋プログラム)を編成・実施し実践していく。
- ③ 小学校の児童との交流を、教育・保育の一環と捉え、実践し評価する。
- ④ 支援の必要な児童の受け入れは、専門機関との連携を図りながら行う。
- ⑤ 中学生の職場体験やふれあい交流を実施する。

4. 一般保育に関する事項

※感染症等の状況により、変更や中止もあり。

行 事	月	内 容
入園・進級式	4 月	入園・進級を祝う
親子遠足	5 月	3 歳以上児の親子が園外に出かけ遠足を楽しむ
夏のつどい	7 月	卒園児や地域の人達も招待し、楽しいひとときを過ごす
たなばた	8 月	笹飾りを作り、七夕について知る
敬老会	9 月	園児の祖父母を招待して、お祝いする
運 動 会	10 月	保護者会の協力を得て、地域・家族で運動会を楽しむ
保育参観	11 月	日々の生活や遊びの様子を参観する
親子遠足	11 月	3 歳未満児の親子が園外に出かけ遠足を楽しむ
クリスマス会	12 月	園児の保護者を招待し、各年齢の発表を見てもらう
雪あそび	1 月	パールズ体操教室で、雪遊びを楽しむ
ドッジボール大会	1 月	愛光保育園との交流を図りドッジボール大会を実施する

節 分	2月	子どもたちと楽しい集いを持つ
マラソン大会	2月	日頃から体力作りを行い親子で健康について関心を深める
ひなまつり会	3月	丸山荘の利用者や地域のお年寄りを招待し楽しい集いを持つ
お別れ会	3月	卒園児を囲んで楽しい集会をする
卒園・修了式	3月	卒園・修了を祝う
誕生会	毎月	集会や会食をして、誕生児の保護者とお祝いをする
料理活動	随時	保育指導案に基づき、衛生面に気をつけて安全に行う
園外保育	随時	保育指導案に基づき、四季折々の自然に親しむ
体操教室	年30回	愛媛パールズ体操教室講師による体育遊び・運動遊びを实践
茶道教室	月1回	講師をお招きして年長児が茶道の作法を体験する

5. 子育て支援に関する事項

一時預かり保育事業	・新しい建物の保育室を使って、突発的な事情や社会参加など、一時的に家庭での保育が困難な場合や保護者のリフレッシュなどを理由に、8:30～17:00の間で、子どもを預かり保育を行う事業 ・保育士2名で担当。予約制:日額1,700円、半日1,100円
延長保育事業	・保護者の就労により、やむを得ない理由で、18:00～19:00の1時間、保育時間を延長して行う事業 ・保育士2名以上。1回の利用料260円、上限額月2,600円
園庭開放事業	・月1回を目安に、地域の子育て家庭へ呼びかけをして園庭を開放し、自由に遊べるようにする
体験保育事業	・2ヶ月に1回を目安に、体験保育ができる日程を地域の子育て家庭へお知らせし、その日のクラス活動に参加できるようにする
育児相談事業	・地域の子育て家庭や、園児の保護者等からの育児相談や電話相談に、園長・主任保育士が中心となって、対応する
育児講座	・年間1回から2回程度、保護者等への育児講座を実施 子どもたちと楽しめるものや、育児に関する知識を深められる内容を検討する
個別懇談	・12月～1月頃に実施 子どもの成長や、その他について個別に対話する。

6. 食育に関する事項

食育計画

年間目標	* マナーを守って、楽しく食事をする。 * 食に関する興味や関心を育てる。 * 食を通して元気な身体作りをする。	
実施月	ねらい	内 容
4月	楽しい食事	・新入園児を迎え、保育園での食事全般に慣れる ・正しい食事マナーを覚え、楽しく食事をする
5月	夏野菜を育てよう	・野菜の植え付け水やりをする(きゅうり、ピーマン、ナス 他) ・生長の様子を観察しながら、興味関心を持つ

6 月	食 べ 物 の 働きを知る	・栄養士・調理員も交えて食育集会に参加する ・年長児は、田植えを体験してお米に興味関心を持つ
7 月・8 月	収穫を体験	・夏野菜や果物の収穫体験を園内外で行う ・夏ばて予防のメニューを献立に入れる（嗜好調査実施）
9 月・10 月	食欲の秋を 楽しもう	・秋の食材にふれたり、稲刈り体験をして収穫を楽しむ ・年齢にあった調理のお手伝いや、バイキングを楽しむ
11 月	感謝の心を 育てよう	・食材への感謝や頂く事への感謝など、食を通して理解する ・お米やさつま芋の収穫をして、料理活動を楽しむ
12 月・1 月	伝統行事に 関心を持つ	・正月のおせちや七草がゆ等、昔からの行事食に関心を持つ (嗜好調査実施)
2 月	楽しい食事	・バイキングや会食など、楽しい環境で食事を楽しむ ・栄養士・調理員にクラスを回ってもらい見て頂く
3 月	マナーを身 につけ美味 しく食べる	・年齢ごとの正しいマナーを身につけ食事を心から楽しむ ・異年齢の友だちと一緒に楽しく食事をする
給食会議 * 毎月 栄養士を囲み給食会議を開き、改善点や献立内容などを検討する * 食育活動に繋げていける献立を選び、年齢に合わせて計画を立てる 給食だよりの発行 2ヶ月に1回、栄養士による給食便りを 発行する		

7. 健康と安全に関する事項

避難訓練 消火訓練 非常災害防犯訓練	・年間指導計画に基づき、毎月1回、火災を想定し、避難・消火訓練を行う。 ・地震及び不審者等の侵入に対する災害訓練を行う。
安全保育	・年間指導計画に基づき、毎月、実施指導や紙芝居・ビデオ等により、交通安全防止に関する保育を行う。 ・年1回、交通安全教室を実施。
健康診断	・5月・10月の年2回、嘱託医により、内科・歯科検診を行い、結果を保護者に知らせる。 ・3歳以上児は年1回尿検査を実施。
身体測定	・毎月1回、身長・体重を測定する。年2回、胸囲の測定を行う。
その他	・感染症対策に積極的に取り組み、手洗いうがいを正しく行うように指導する。また、マスクの取り扱いを正しく行う。 ・座薬の取扱いは、原則として保護者が行い、園では保護者から預かり保管はするが、与薬はしない。 ・日々の与薬（病院で処方されたものに限る）は、保護者との連絡表により正しく取り扱う。

8. 保護者会に関する事項

- ・ 保育園と保護者が一致協力し、保育内容の充実と向上に努める。
- ・ 総会は、年1回 入園式終了後に実施。
- ・ 役員会は、年4回程度行う。役員会実施後、保護者会だより『こんにちは』を発行。

9. その他

- ・ 萱町の夏祭り等、地域の行事に参加し、交流を深める。
- ・ 卒園児等の交流やボランティアの受け入れを積極的に行う。

令和7年度事業計画書

認定こども園 愛光保育園

1. 基本理念

乳幼児期は、安定した人間関係や物的環境の中で、いろいろな体験を通して人間形成の基礎を培う大切な時期である。その子どもたちが、自ら育ち自立しようとする力を大切に援助しながら、子どもの心身の発達を助長し、養護と教育が一体となり豊かな人間性を持った子どもに育成する。また、子どもの人権や主体性を尊重し最善の利益のために、家庭や地域社会協力し合い連携を取りながら教育及び保育を行い、保護者からの意向要望については共通理解を図りながら安心して就労ができるよう子育て支援を行う。

2. 教育・保育方針

- (1) 子どもの自立性を育てながら発達に応じた基本的生活習慣を養う
- (2) 様々な体験や経験を通し、豊かな感性と創造力・思考力・判断力・表現力などの生きる力を育てる
- (3) 良い環境とくつろいだ雰囲気の中で、情緒が安定し人とのかかわりの中で思いやりやいたわりの心を育てる
- (4) 園外保育や戸外遊びを多く取り入れ意欲的に遊ぶ力を育み健康な体作りをする

3. 今年度の事業目標

- (1) 教育・保育の充実
 - ① 教育・保育の観点から領域をとらえ、年齢発達に即した保育計画を立案し楽しい保育をする。
 - ② 体験・経験を積極的に取り入れ、五感に働きかけながら自主性や協調性、探求心や好奇心を育てる
 - ③ わらべうたなどの伝承したい歌や遊びを多く取り入れた保育を行う
 - ④ 登降園管理システムの利用により安全管理を強化する。
 - ⑤ 保護者が安心して預けることができるよう、保護者の気持ちに寄り添いながら保育を行う。
- (2) 職員の育成及び実施
 - ① 保育や行事について見直しや話し合いを積極的にもちながら取り組み、終了後は反省・考察を行い保育の質を高めていく。
 - ② 登降園管理システムを利用し業務の軽減を図ることで、休息や保育の準備等に充てられるようにする。
 - ③ 書類等の業務負担軽減のために、午睡中の時間などを有効に使える環境を整え作業ができるようにする。
 - ④ 報告・連絡・相談を習慣づけ、職員間の統一を図る。
 - ⑤ 各種研修会に参加しスキルアップを図るとともに、園内研修も実施し質の向上を図る。(愛媛県保育協議会・松山市保育会・全国保育協会・松山市私立保育園認定こども園連合会・日本保育協会主催研修 他)
 - ⑥ 職員採用時は「保育士登録取消者管理システム」を活用し児童の性犯罪被害への対策を行う。

(3) 施設環境設備

- ① 園内の安全点検を定期的に行い、劣化や破損・故障などあった場合は速やかに修繕を行い対応する。
- ② 園舎正面玄関の看板の園名が旧称になっている為、認定こども園として新設する。
- ③ 防犯カメラの角度変更や追加設置し安全対策を強化する。
- ④ 備蓄用の物置並びに備蓄の追加を行う事で災害への安全性をより高める。
- ⑤ 経年劣化している園児の椅子等を順次購入し安全な環境を作る。

(4) 小中学校及び各種関連機関との連携

- ① 支援の必要な子どもに対しては関連機関との連携を取りながら、個々に合った支援ができるよう協力する。
- ② 中学校の職場体験の受け入れやのふれあい体験学習を実施する。
- ③ 小学校との交流会や連絡会に参加し意見を交わすと共に、要録の提出を行い就学につなげる。

4. 一般保育に関する事項

項 目	月	内 容
入園式・進級式	4 月	入園・進級を祝う（全園児）
運動会	6 月	園児とその保護者で運動会を楽しむ（3, 4, 5 歳児）
保育参観	6 月	保護者に園での様子を見て頂く（0, 1, 2 歳児）
七夕	7 月	笹飾りを飾り七夕について知る
夏祭り	7 月	園児と保護者で夏祭りを楽しむ
育児講座	8 月	保護者対象で講座を開催する
敬老会	9 月	祖父母を招待し芋炊きパーティーを実施する
地域交流	9 月	地域の老人を訪問し楽しい集いを持つ
保育参観	10 月	保護者に体操スクールの様子を見てもらう（4, 5 歳児）
親子遠足	11 月	親子で遠足を楽しむ（全園児）
施設交流	11 月	園外保育に出かけ姉妹園の園児と交流する（年長児）
すこやか発表会	12 月	保護者に園児の成長を見てもらう（3, 4, 5 歳児）
クリスマス会	12 月	園児で楽しい集いをもつ
育児講座	1 月	園児と保護者でわくわく講座を行う
お正月遊び	1 月	昔ながらの遊びを楽しむ
ドッジボール大会	1 月	姉妹園との交流を図るとともに体を動かして楽しむ
豆まき	2 月	誤飲などの安全に留意しながら楽しい集いを持つ
マラソン大会	2 月	楽しく参加し、健康な体を作る（3, 4, 5 歳児）
お別れ会	3 月	在園児と職員で卒園児をお祝いする
卒園式・茶話会	3 月	卒園児とその保護者、職員で卒園を祝う
誕生会	随時	園児の誕生日当日にクラスで祝う
料理活動	随時	保育指導案に基づき感染症対策・衛生面に気を付けて実施
園外保育	随時	保育指導案に基づき自然に親しむと共に体力づくり
家庭訪問	入園時	園児の家庭環境や保護者の意向を聞き保育に役立てる
個別懇談	10 月～	4, 5 歳児のみ実施。その他のクラスは希望者のみ実施
体操スクール	月 3 回	指導員のもと、4, 5 歳児対象に運動を通じて体力づくり
英語教室	月 1 回	指導員のもと、年長児対象に楽しく英語に触れる

5. 子育て支援に関する事項

延長保育事業	・保護者の就労により利用 ・実施時間 18：00～19：00 ・料金 1回につき260円 上限2600円
園庭開放	・月2回（第2・4月曜日） ・保育園園庭を開放し、自由に遊んでもらう
子育て支援	・見学时や電話で育児相談を担当者（主任・園長）が受ける

6. 食育に関する事項

年間計画	・食事や食物に興味を持つ
	・食事のマナーを守り楽しく食べ（あいさつ・姿勢・箸の使い方など）
	・食べ物と栄養について興味をもつ
	・旬の食材や伝統料理に触れ味わう
4月・5月	・楽しく食べよう ・食事のマナーを身に着けながら、友達や保育士と楽しく食べる（食材の皮むき・夏野菜を植える）
6月	・食べ物の仕組みを知る ・歯の働きを知りよく噛んで食べる（食育集会・田植え）
7月・8月	・夏に負けない体を作る ・旬の野菜を味わう（夏野菜の収穫）
9月	・正しいマナーを身につける ・食べ方のマナーを再確認する
10月	・秋を楽しむ ・秋の味覚を収穫し味わう（冬野菜を植える・稲刈り・料理活動）
11月	・食べ物の命を感じる ・食べ物の製造過程を知り興味を持つ（新米パーティー）
12月	・生活習慣と食事のバランスを図る ・好き嫌いなく食べる
1月	・行事料理を知り味わう ・昔ながらの料理に親しみをもつ（食育集会）

★各クラス料理活動年間計画を立てて実施。

★味覚狩り等の戸外でできる活動は積極的に再開する。

7. 健康と安全に関する事項

避難訓練 消火訓練	・年間計画に基づき、火災・地震・洪水の避難訓練実施及び職員消火訓練
安全保育	・年間計画に基づき、毎月実施 ・年1回交通安全教室を実施。 ・不審者侵入時の訓練も実施

健康診断	年2回、嘱託医により、内科・歯科の健康診察を行い、結果を保護者に通知
尿検査	年1回（3・4・5・歳児）
視力検査	年長児対象
身体検査	・毎月、身長体重を計測 ・胸囲を年間2回測定
その他	・日々の与薬（病院で処方されたものに限る）は、保護者からの連絡表により正しく取り扱う。 ・アレルギーを持つ園児は緊急時に備え、抗アレルギー薬を園で保管し、使用する際は保護者の許可を得て与薬する。

8. 保護者会に関する事項

- ・日々の保育や行事等への理解を仰ぎ、親睦の場とする
- ・令和6年度より保護者会総会を入園式後に再開し、会則の周知や役員の選出等を行う
- ・役員会は、年間4回程度実施
- ・保護者会図書貸し出し（年3回図書整理を行う）

9. その他

- ・地域との交流
- ・地域行事への参加や協力及び園周辺、愛光公園清掃に協力する

令和7年度 丸山荘認定生活困窮者就労訓練事業計画書

救護施設 丸山荘

1. 目 的

就労に困難を抱えている生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行うことを目的とする。

2. 対象者

すぐに一般企業等で働くことが難しい人で、長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題がある方、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の生活に困窮している人。

3. 定 員

3名

4. 場 所

救護施設 丸山荘

松山市南江戸6丁目1697番地

5. 内 容

訓練作業：箸袋入れ等

洗濯作業：洗濯・仕分・配付

清掃作業：施設内屋外清掃

入所者着替え介助、トイレ誘導、食事見守り

6. 賃 金

非雇用型による利用者

就労訓練事業（非雇用型）利用規則兼契約書により、1時間当たり100円
雇用型による利用者

就労訓練事業（雇用型）利用規則兼契約書により、1時間当たり愛媛県の当
該日における最低賃金額

7. 支援の措置に関する責任者

谷本 由美

令和 7 年度 児童クラブ事業計画書

認定こども園松山隣保館保育園

【目的】

昼間保護者がいない児童に対し、放課後等において適切な遊びや生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図る事を目的とする。

【対象児童】

原則として、保育園近隣の小学校 1 年生から 3 年生までの児童で、両親またはそれに代わる大人が、就労等により常時家庭が留守になる児童。

【定員】

20 名

【場所】

新たに増築した園舎 1 階 児童クラブ専用教室
松山市味酒町 2 丁目 14-3

【開所日・時間】

開所期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日	
開所時間	平日	月曜日～金曜日 下校後～18:00
		月曜日～金曜日 延長保育 18:00～19:00
	長期休業日	月曜日～金曜日 7:00～18:00
		月曜日～金曜日 延長保育 18:00～19:00
	土曜日	7:00～18:00

【利用料】

月額	6,000円	
夏休み（8月）	10,000円	※10日未満利用は日割り計算 ※その他の長期休暇は別途利用料を設定
光熱費	1,000円	
おやつ代	300円	
延長保育料 （月額）	2,600円 （日割）260円	

【職員】

児童クラブの指導を行う指導員を 1 名以上置く。

【生活の流れ】

時 間	生活の流れ
1 5 : 0 0	随時下校（学年や行事等で時間差あり） おやつ
1 5 : 3 0	自主勉強・宿題（戸外室内遊び）
1 7 : 0 0	室内外清掃
1 7 : 2 0	順次迎え
1 8 : 0 0	最終児童帰宅（18:00 までの児童）
延長保育	
1 8 : 0 0	児童クラブ教室でおやつ
1 8 : 3 0	りす組保育室に合流。順次迎え
1 9 : 0 0	最終児童帰宅

【活動内容】

月	活動内容
4 月～5 月	・児童クラブでの生活の仕方やルールを確認する。 ・担当職員に慣れゲームや製作をとおして、楽しく過ごす。
6 月～8 月	・夏の生活の仕方に慣れ、健康に過ごせるようにする。 ・夏の遊びを楽しむ。 ・料理活動など友だちと楽しく体験する。 ・勉強と遊びのバランスを考え長期の休みをうまく過ごせるようにする。
9 月～11 月	・生活習慣を整える。 ・行事や学習に楽しく参加する。 ・秋の自然を満喫する。 ・製作活動をしたり、園児と交流活動をする。
12月～3 月	・冬の生活習慣を身につけ、健康に過ごす。 ・料理活動や行事にも楽しく参加する。 ・遠足に出かける

令和7年度児童クラブ事業計画書

認定こども園 愛光保育園

【目的】

昼間就労の為、家庭で子どもを見ることができない保護者に代わり、その児童に対し放課後等において遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。また、下校後の生活の中で宿題や自主勉強ができる環境の設定や友達関係を通して人間関係や社会性を養う。

【対象児童】

学年ごとの定員制（1学年6名～7名）

【定員】

1年生から3年生 20名程度

【場所】

松山市愛光町9番8号

社会福祉法人松山隣保館 認定こども園愛光保育園 子育て交流室

【開所日・時間】

開所期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
開所時間	平日	月曜日～金曜日 下校後～18:00
		月曜日～金曜日 延長保育18:00～19:00
	長期休業日	月曜日～土曜日 7:00～18:00
		延長保育 18:00～19:00
	土曜日	7:00～18:00 ★土曜日は延長保育の実施なし

【利用料】

月額	7,300円	光熱費・おやつ代を含む ※10日未満利用は日割り計算
夏休み（8月）	11,300円	光熱費・おやつ代を含む ※10日未満利用は日割り計算 ※その他の長期休暇は別途利用料を設定
延長保育料 （月額）	3,000円） （日割）260円	※10日未満利用は日割り計算 延長保育料（18:00～19:00）

【職員】

児童クラブ担当の職員を1名以上配属する

【生活の流れ】

時 間	生活の流れ
下校後	随時下校（学年ごとに随時下校、時間差あり） おやつ 自主勉強・宿題 戸外・室内遊び
17:00	室内・外清掃 順次迎え
18:00	延長保育 おやつ 順次迎え
18:30	保育室に移動（※コロナの状況により、5月まで移行なし） 園児と交流 順次迎え
19:00	終了

【活動内容】

4月～5月	6月～8月
・一緒に過ごす友だちを知り、児童クラブの生活や雰囲気慣れる。 ・読書 ・ゲーム ・制作活動	・友だちと好きな遊びを楽しみながら過ごす。 ・夏休みの生活ペースに慣れ、宿題や自主勉強と遊び面の両立を図る ・プール ・工作 ・夏野菜の栽培及び料理活動
9月～11月	12月～3月
・夏休みの生活から学校生活のリズムに戻しながら児童クラブの生活リズムに戻し友達関係を深める。 ・自然物を使い工作 ・保育園の運動会に参加 ・みんなで話合い発表会を行う（劇やゲーム）	・体調に気を付けながら冬ならではの活動を楽しむ。 ・正月遊び ・料理活動 ・クリスマス会 ・お別れ会 ・お別れ遠足